

促進区域の概要説明資料

高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）について

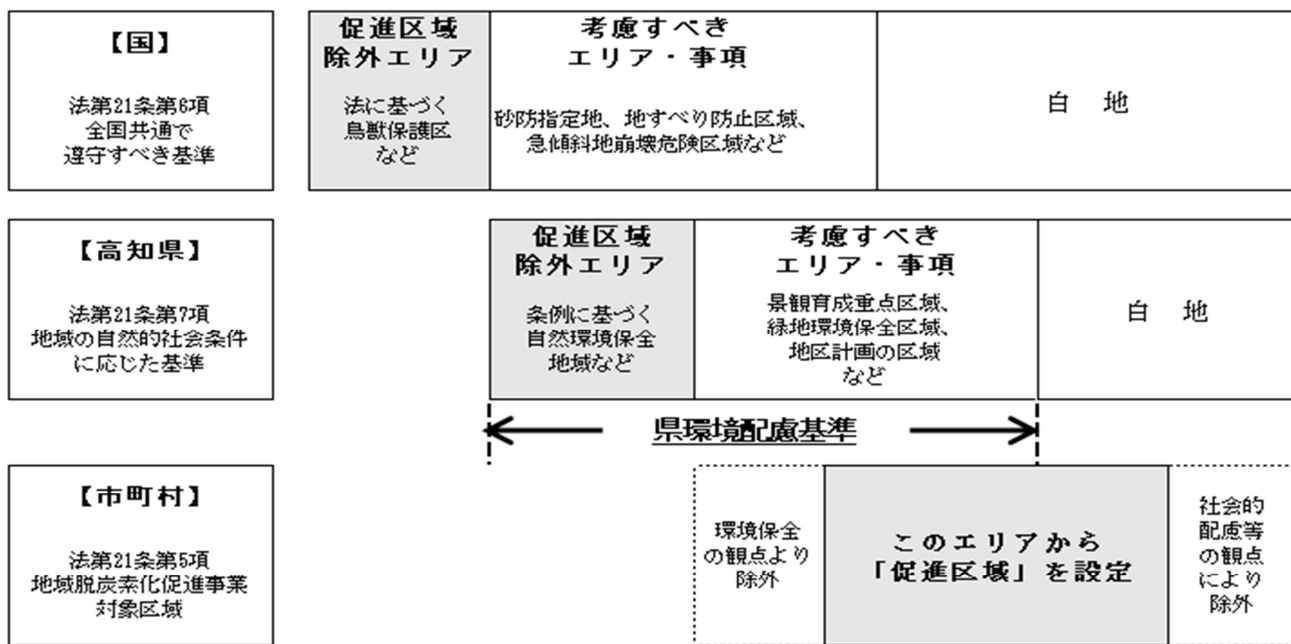
1 促進区域とは

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとして、昨年4月に改正された地球温暖化対策推進法（以下「温対法」という）第21条第5項で「市町村が定めるよう努めるもの」とされている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。

2 県の環境配慮基準策定について

温対法第21条第6項及び第7項において、「都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる。」とされています。

3 温対法における環境配慮基準の位置づけ



4 本県における環境配慮事項

■対象とする再エネ電源の種類、規模

【種類】太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電

【規模】全ての規模対象

(ただし、太陽光発電設備については、建築物の屋根、壁面等に設置するものは除外)

■県環境配慮基準の基本的な考え方

次の4点の基本的な考え方により県環境配慮基準(案)を策定しました。

(1) 高知県の全国有数の日照量、降水量等の地域特性を踏まえた安心・安全な再エネの推進

→「砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、斜度30度以上の斜面」など、災害の恐れがある区域については、一律に促進区域から除外

(2) 高知県を特徴づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進

→「地域森林計画対象民有林、補助事業による森林整備等を実施した区域」を促進区域から除外する区域に位置付け、高知県の森林が持つ多様な役割を配慮したうえで、再エネの導入を促進

(3) 高知県を特徴づける四国山地から太平洋に至る独自で多様性のある生態系と調和した再エネの推進

→「高知県希少野生動植物保護条例、高知県うみがめ保護条例における保護区等」を促進区域から除外する区域に位置付け、高知県の豊かな生態系に配慮したうえで、再エネの導入を促進

(4) 高知県の自然豊かな景観・眺望と調和した再エネの推進

→「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例における重点地域」を促進区域から除外する区域に位置付けるなど、高知県の豊かな景観・眺望に配慮したうえで、再エネの導入を促進

5 スケジュール

令和4年7月 高知県環境審議会に環境配慮基準(案)の考え方等を報告
8月 下旬 市町村へ同(案)を意見照会
9月12日 高知県脱炭素社会推進協議会にて同(案)について協議
(今後の修正については、会長委任とすることの同意を得る。)
12月1日～ 意見公募

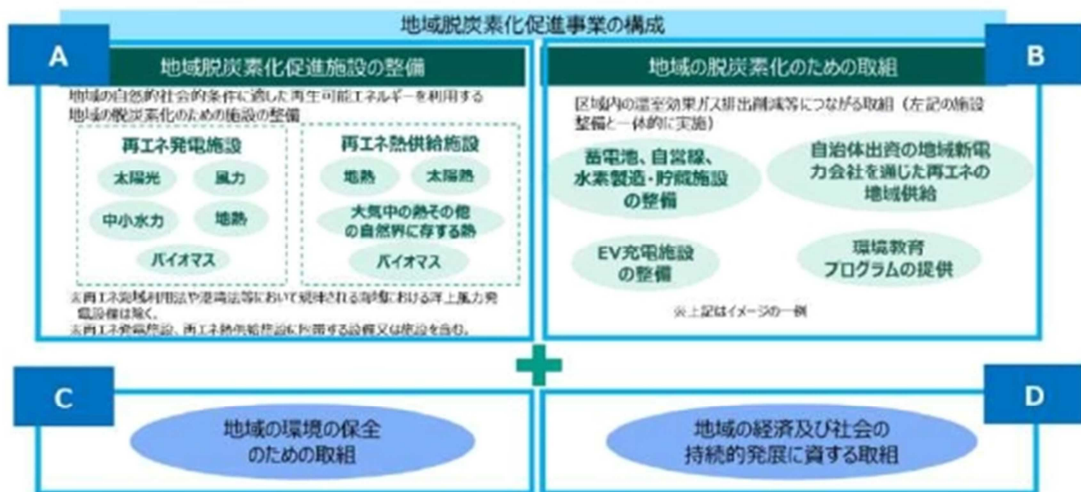
令和5年1月6日

意見公募終了後 意見を踏まえ、必要に応じて修正後、高知県脱炭素社会推進協議会会長の同意を得て環境配慮基準を策定(「高知県地球温暖化実行計画(区域施策編)」を改正し、同基準を同計画に位置づける。)

令和5年2月8日 環境審議会 環境配慮基準の策定を報告(予定)

●地域脱炭素化促進事業とは？

再生エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化の取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。



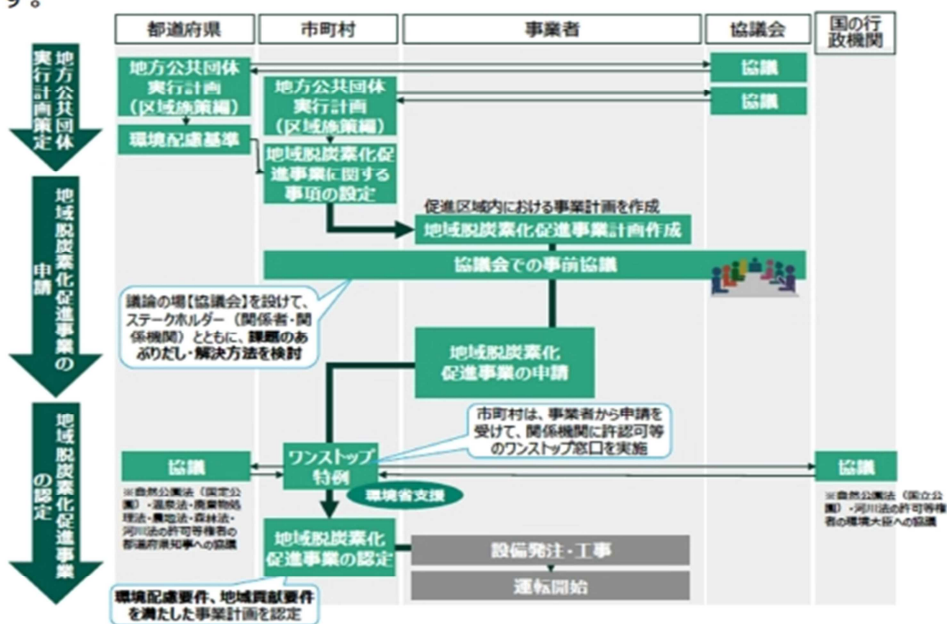
地域脱炭素化促進事業の構成
 （出典）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
 （地域脱炭素化促進事業編）」

●地域脱炭素化促進事業制度全体の流れ

市町村が、促進区域等を設定する際は、協議会等を活用し、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。

さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は次のとおりです。



地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー
 （出典）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
 （地域脱炭素化促進事業編）」